

特別支援教室の運営ガイドライン

～ 指導期間の考え方について ～

○ 特別支援教室の目的（運営ガイドライン 8頁）

発達障害等（自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者）のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることです。

発達障害等のある児童・生徒の皆さんが特別支援教室での指導を受けている時間は、通常の学級での授業を受けることができません。そのため、児童・生徒の皆さんにとって、長期的に特別支援教室で指導を受けることは、大きな負担となってしまいます。

都教育委員会が区市町村教育委員会へ行った調査等から、特別支援教室の指導目標の設定や設定した指導目標の評価の考え方が難しい、といった意見があり、特別支援教室に通う児童・生徒の指導期間にも大きな違いがあることが分かりました。こうした調査結果などを踏まえ、特別支援教室の目的に沿って、令和3年3月に「特別支援教室の運営ガイドライン」を策定・公表いたしました。

○ 原則の指導期間の考え方（運営ガイドライン 29頁）

児童・生徒の皆さんが抱えているそれぞれの学習上等の困難さに応じて指導目標を設定して指導を行い、学校生活の一年間のサイクルが終了する時点で、必ず振返りを行うという趣旨で、指導期間を原則1年間と定めています。

特別支援教室は、長期間かけて、児童・生徒が抱えるすべての課題の解決を目指し指導するものではなく、在籍学級のみでの指導・支援に切り替えたとき、在籍学級に参加できることを目指し、児童・生徒が抱える課題に対して指導するものである、という認識を持つことが重要である。そこで、特別支援教室での指導にあたっては、指導目標を設定する際の目安となり、また、児童・生徒の適応状況の確認のための区切りとなる「原則の指導期間」の概念を導入すべきである。

（特別支援教室の入退室等検討委員会報告書 令和2年12月）

○ 原則の指導期間の延長（運営ガイドライン 45頁）

原則の指導期間内に指導目標を達成できない場合において、次のアからウの全てを満たす場合には、区市町村教育委員会が設置する判定委員会などにおいて審議し、指導を延長できるとしています。

ア 当年度の指導目標が未達成であり、同様の指導目標で指導を継続する必要があること。

イ 指導期間延長後の具体的な指導方針や指導計画等が明確であること。

ウ 延長後1年以内で指導目標が達成できる見込みであること。

指導を延長する場合、再設定する指導期間は最長1年間としています。

なお、年度途中に入室した児童・生徒は、翌年度末までが原則の指導期間として設定され、年度初めに入室した児童・生徒よりも指導期間が長いことから「指導の延長」という考え方は適用しないこととしています。

○ 延長期間終了後の対応に関する検討（運営ガイドライン 49頁）

指導延長した場合、同様の指導目標で最大2年間特別支援教室において指導を行うこととなります。延長期間内に、設定した指導目標が達成できない場合、引き続き特別支援教室での指導を継続することが適切なのか別の支援方法が適切なのか、適切な支援のあり方について、区市町村教育委員会が設置する判定委員会や就学支援委員会等において、改めて、十分に審議し、総合的に判断することが求められるとしています。

指導を延長してもなお、特別支援教室での指導が適切と判断した場合、改めて、指導目標を設定し、個別指導計画及び連携型個別指導計画を作成するなどにより指導・支援を進めることとしています。

指導期間などのイメージ

